1　施設概要

(1)　鹿児島市知的障害者福祉センター（ふれあい館）２階

① 所在地　：鹿児島市星ヶ峯二丁目１番１号

② 開館時間：午前９時から午後９時まで

③ 休館日　：毎週月曜日、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）

④ 図面　　：

※地域活動支援センターとして利用できるスペースは赤囲み部分

（日常生活訓練室、和室、食堂、厨房、浴室、事務室など：面積３４２．５３㎡）

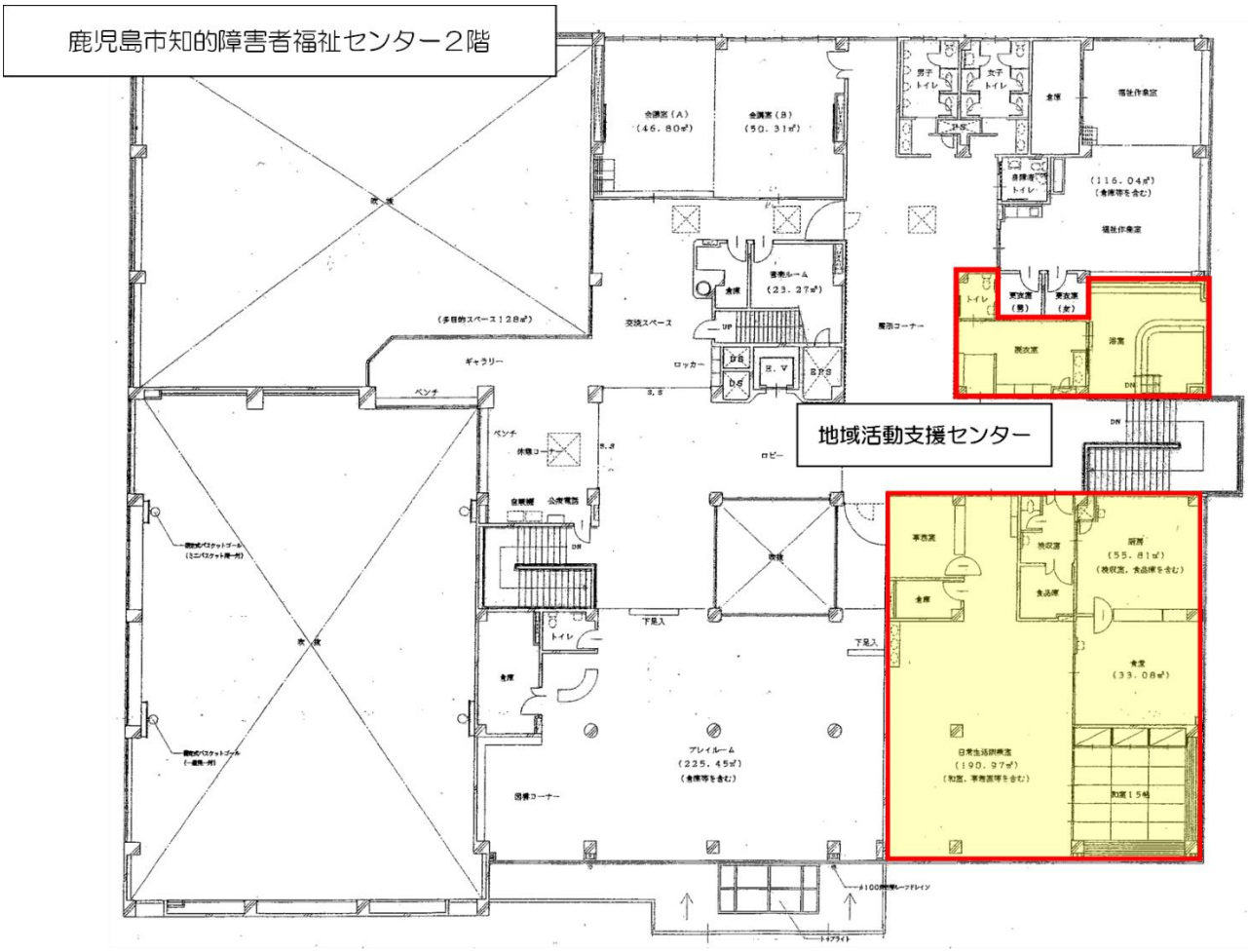

⑥貸与備品：事務室・食堂・日常生活訓練室等の備品（テーブル・椅子等）

⑦使用料　：負担なし

(2)　受注者負担

電気使用料、消耗品費その他事業の実施に係る経費については、全て受注者の負担とする。

ただし、水道使用料、下水道使用料及びガス使用料の負担はないものとする。

(3)　留意事項

①災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が鹿児島市知的障害者福祉センター（ふれあい館）を避難所として開設することを決定したときは、避難所運営への協力を行うものとする。

②付属設備及び貸与備品以外の什器その他事業の実施に必要な備品等については、受注者の負担により準備するものとする。

③付属設備及び貸与備品の保全及び修理については、受注者が責任をもって行うものとする。

④鹿児島市知的障害者福祉センター（ふれあい館）の鍵の管理については、同センターの指定管理者である社会福祉法人　鹿児島市社会事業協会と協議を行うこと。

⑤その他使用許可に際しての条件を遵守すること。

2　施設の基準

鹿児島市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年条例第５５号）を満たすものであること。

3　利用人員の把握について

(1) 利用については、利用登録を行うこと。

(2) 利用登録申請を受けた時に、住所・氏名・障害の種類等を障害者手帳等で確認し、利用者登録台帳に記録する。

4　サービス提供時間

基本的なサービス提供時間を２時間以上とする。

5　利用対象者

利用対象者は、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者並びに難病患者等（障害者総合支援法第４条第１項で定める治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者をいう。）とするが、サービスの提供が困難と判断される場合は、障害福祉課に報告の上、対象者を限定することができる。

6　委託事業の内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第７７条第１項第９号に規定する地域活動支援センター事業について、鹿児島市地域活動支援センター事業実施要綱（平成１８年１０月１日施行）第４条に規定する地域活動支援センターⅡ型を実施すること。

ただし、下記に掲げる支援内容については、必ず実施すること。

(1) 入浴

入浴とは、障害者総合支援法における指定障害者支援施設が設置する浴室に準ずる設備で行われたものをいう。

(2) 食事

食事とは、障害者総合支援法における指定障害者支援施設で提供される食事に準ずるものをいう。

(3) 送迎

送迎とは、障害者総合支援法における指定障害者支援施設で提供される送迎に準ずるものをいう。

7　現在の実施内容

入浴、運動レクレーション、パソコン練習、創作（木工、手芸)、相談支援

8　委託料（消費税及び地方消費税を含む。）

地域活動支援センターⅡ型として実施する事業の委託料は下表のとおり

※令和８年度の単価であり、受託時点で変更となる場合もある。

事業	金　　額
基礎的事業	１日１人当たりの利用時間 ２時間以上４時間未満　　２，８６０円 ４時間以上　　４，７３０円 市町村民税非課税世帯に属する者に対する食事提供 １回　　４２０円
機能強化事業	入浴サービスの実施 １回　　４００円
	送迎サービスの実施 片道１回　　５４０円

9　現在の利用状況（参考）

支給決定者数（R8.4.1 時点）	延べ利用者数（R7）	一日あたりの利用者数（R7）
43 人	3,693 人	14 人